

1 大田 勤 議員



- 1 泊原発敷地内断層11本が入っていない原子力防災計画では住民の命は守れない
- 2 住みよい町づくりに欠かせないノッタライン、住民意見を取り入れた運行と路線の拡大を
- 3 住宅困窮世帯が安心して居住できる公営住宅の公募増や住宅セーフティネットの活用で住宅確保要配慮者に住居を
- 4 施設一体型義務教育学校は諸課題解決の方策になるのか

1 泊原発敷地内断層11本が入っていない原子力防災計画では住民の命は守れない

町政執行方針では、泊発電所の安全安心の確保は最優先事項と考えており国の審査状況を注視する。事業者に対してはより一層の安全・安心の確保が図られるよう引き続き強く求めていく。原子力防災対策は、防災計画について原子力災害対策指針及び北海道地域防災計画の見直しに沿って改訂していくとしました。

泊発電所周辺地域原子力防災計画は北海道地域防災計画の見直しに沿って改訂としたが北海道防災会議地震火山対策部会専門委員会は計画の見直しに参画しているのか。

北海道防災会議地震火山対策部会専門委員会では最新の研究成果などに基づいて、その内、地震被害想定を行うための、地震、対象地震として31地震193断層モデルを設定しています。泊原発敷地内にある11本の断層は193断層の中に入っていない。

なぜ、泊発電所周辺地域原子力防災計画なのにこの断層が入っていないのか。

平成30年度に公表された平成28年度地震被害想定調査結果では全道版の地震動による被害想定を取りまとめたものとして被害概要は冬期の早朝5時、夏期の昼12時、冬期の夕方18時の被害想定結果を整理したものです。

石狩低地東縁断層帯主部の冬期早朝5時、震度7.16の被害想定値と、昨年9月6日に発生した厚真町震度7の被害状況は死者42人。負傷者782人。

住居の全壊1,631棟、半壊2,951棟、一部破損16,005棟の数値は被害想定値が現実的な数値である事を示しています。

地震被害想定調査結果と胆振東部地震の被害状況を見たとき死者数、建物総被害数は想定を上回っています。町としてどのような対策を考えたのか。

後志管内で人的被害が最大となる地震・北海道留萌沖マグニチュード7.8の想定で建物被害、全壊819棟、半壊3,617棟、人的被害、死者36名、重軽傷者623名、避難者数20,700名。上水道3.7キロに1箇所被害、主要道路12.5キロに1箇所被害、15メートル以上の橋梁の不通673箇所などが想定されていますがこの被害想定に泊の敷地内の断層を想定していません。

規制委員会は敷地内断層を、活断層の可能性が否定できないと見解を表明していることから被害想定断層に加え検証すべきものではないのか。

岩内町住民が避難しなければならない原因となる泊原発内の11本の断層も防災計画の中に入れず岩宇4町村や30キロ圏の後志住民が避難計画を立てる事は許されず、泊発電所周辺地域原子力防災計画を見直す岩内町として北海道防災会議地震火山対策部会専門委員会の地震被害想定調査結果だけでは防災計画に瑕疵があると言わざるを得ない。

被曝を前提にした住民避難計画や複合災害で民間バスが迎えに来れず自衛隊に頼る住民避難では避難計画の見直しが必要でこれで住民の安心安全は確保できるのですか。

泊原発の再稼働など論外。再生可能エネルギー主体の電力事業にすべきと道や北電に町長は決断を促すべきと思いますが所見を伺います。

【答 弁】

町 長：

泊原発敷地内断層 1 1 本が入っていない原子力防災計画では住民の命は守れないについて、5 項目のご質問であります。

1 項めは、北海道防災会議地震火山対策部会専門委員会は計画の見直しに参画しているのか、についてであります。

北海道防災会議地震火山対策部会専門委員会は、北海道地域防災計画の見直しには関わっておりますが、泊発電所周辺地域原子力防災計画の見直しには関わっておりません。

2 項めは、なぜ、泊発電所周辺地域原子力防災計画なのにこの断層が入っていないのか、についてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画は、原子力施設の状態等に基づく緊急時判断基準である E A L を基に住民等の防護措置の実施手順や、防災対策に必要な事項を記載しております。

この E A L は、地震発生時の震源の断層の場所に関わらず、所在村である泊村の震度を基に判断していることから、泊発電所周辺地域原子力防災計画には、この断層は記載されておられません。

3 項めは、地震被害想定調査結果と胆振東部地震の被害状況を見たとき死者数、建物被害数は想定を上回っています、町としてどのような対策を考えたのか、についてであります。

自然災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災に向けた体制整備が必要であると考えております。

防災体制の整備に終わりや完璧はないとの認識のもと、今後も災害・危機管理対策の実施体制の継続的な充実・強化に取り組む必要があると考えております。

4 項めは、規制委員会は敷地内断層を活断層の可能性が否定できないと見解を表明していることから被害想定断層に加え検証すべきものではないかについてであります。

地震被害想定断層モデルは、断層モデルを設定するだけのデータが十分ある対象検討地震の中から、大学教授、気象関係者などにより組織する北海道防災会議地震火山対策部会専門委員会で専門的な見地から選定したものであります。

5 項めは、避難計画の見直しが必要でこれで住民の安心安全は確保できるのですか、泊原発の再稼働など論外。再生可能エネルギー主体の電力事業にすべきと道や北電に町長は決断を促すべきと思いますが所見を伺います、についてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画は、原子力防災訓練の検証結果や、過去の他地域の災害や事故の教訓などを踏まえ修正を重ねてきており、様々な事故や事象に対応するための、住民等の防護措置の実施手順や、防災対策に必要な事項を記載しております。

今後も、必要に応じた計画の見直しや修正を行い、原子力防災対策の更なる充実・強化に努めてまいります。

また、泊発電所の再稼働については、原子力規制委員会における厳正な審査を踏まえ、更なる安全性の向上に努めながら、国及び電力事業者において判断

すべきものと考えており、再生可能エネルギー主体の電力事業への決断に関しても、エネルギー基本計画など我が国におけるエネルギー政策上の位置づけも踏まえながら、電力事業者において判断すべきものと考えております。

< 再質問 >

1つ目、断層が入ってない理由を、地震発生時の震源の断層の場所に関わらず、所在村である泊村の震度をもとに判断しているから、記載されていないと言いましたが、住民が避難する重要な計画をより具体的にするには、全道的に調べている北海道防災会議の数値を入れないで検討することが住民を守る町として理解できるのですか。

より具体的な計画をつくるためにも、町としてこの調査結果を入れるよう求めるべきではないのか。

2、減災に向けた体制、整備が必要というのであれば、複合災害とあわせて北海道防災会議の調査結果をもとに計画をたてるべきではないのか。

再稼動については、事業者の判断といったが、町として原発事故を実際に見て、自らの判断も必要ではありませんか。

【答 弁】

町 長：

泊原発敷地内断層 1 1 本が入っていない原子力防災計画では住民の命は守れない、について、3 項目のご質問であります。

1 項めは、より具体的な計画をつくるためにも町としてこの調査結果を入れるよう求めるべきではないのか、についてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画は、国民の生命及び身体の安全を確保するという観点から定められた、原子力災害対策指針に基づいて、作成されており、原子力災害対策指針においては、EALを所在市町村の震度を基に判断していることから、この調査結果を泊発電所周辺地域原子力防災計画に入れるよう求める考えはありません。

2 項めは、減災に向けた体制整備は必要というのであれば、複合災害と合わせて北海道防災会議の調査結果をもとに計画を立てるべきではないのか、についてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画は、原子力災害対策指針に基づいて作成されており、また、複合災害が発生した場合においては、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとしておりますので、北海道防災会議の調査結果を計画に反映させる考えはありません。

3 項めは、再稼働については事業者の判断と言ったが、町として原発事故を実際に見て、自らの判断も必要ではありませんか、についてであります。

泊発電所の再稼働については、原子力規制委員会における厳正な審査を踏まえ、更なる安全性の向上に努めながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

< 再々質問 >

北海道防災会議地震火山対策部会専門委員会が地震想定被害を設定していますが、これは北海道後志地域が最も被害を受ける地域と、地震として想定しています。専門委員会の調査は防災計画に入れるよう求めないとは、この専門部会の被害調査は参考にもならず、町としては不要なものということですか。

東日本大震災は今日、発生から8年を迎えます。復興庁によると、避難者は5万1,778名。そのうち東京電力第1原発事故による避難者は4万1,000人です。福島県では、原発事故の影響で、大熊町、双葉町の全町避難が続いています。双葉町商店街歓迎アーチには原子力明るい未来のエネルギーの看板がたち、草で覆われた歩道が時間の経過を示しています。避難指示が解除された地域でも住民の帰還が進んでいません。原発に頼るのではなく、自然エネルギーに主体の、主体の電気、電力事業に転化し、安心安全な町をつくるのが町長の判断すべきことではないのか。

【答 弁】

町 長：

泊原発敷地内断層 1 1 本が入っていない原子力防災計画では住民の命は守れない、について、2 項目のご質問であります。

1 項めは、専門部会の被害調査は参考にもならず、町としては、不要なものということですか、についてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画は、原子力災害対策指針に基づいて作成されており、また、複合災害が発生した場合においては、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとしておりますので、北海道防災会議の調査結果を計画に反映させる考えはありません。

2 項めは、安全安心な町をつくることが町長の判断すべきことではないのか、についてであります。

泊発電所の再稼働については、原子力規制委員会における厳正な審査を踏まえ、更なる安全性の向上に努めながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

2 住みよい町づくりに欠かせないノッタライン、住民意見を取り入れた運行と路線の拡大を

循環バスノッタラインの一層の利用促進で地域住民が安全・安心に外出できる機会を確保するため収支改善のための乗車料金の見直しや有料広告の実施、持続可能な運行形態の検討。円山地区の交通体系は地域住民や観光事業者の意見を踏まえ岩内町地域公共交通活性化協議会で調査検討すると町政執行方針で述べていましたが、収支改善のため乗車料金の見直しをとっていますが運行収入が上がらない要因は何か。

日本共産党岩内町委員会が全町に行った、暮らしアンケートはノッタラインへの住民の要望が多数寄せられています。その中では特に、ノッタラインの路線拡大でもっと便利に、が多く、現行の運行形態の改善が求められています。

一層の利用促進で地域住民が安全・安心に外出できる機会を確保するためにどんな改善策を考えているのか。

平成31年10月から乗車料金の見直しを活性化協議会で検討課題としているが、活性化協議会の事業評価では、事業の実施により、主に病院・公営住宅などの停留所を中心に多くの乗降者があり、高齢者をはじめ、住民の生活の足を確保することができた。また、移動が困難な冬期について、他の時期よりも乗降人数が増加し、住民の移動手段である公共交通として十分に機能した。一日あたりの平均利用者数は96人であり、目標の70人以上を達成した、と報告している。

住民の移動手段である公共交通が住みよい町づくりに貢献しているときに収益改善のために利用料金の値上げは国庫補助金を受け、高齢者をはじめ、住民の生活の足を確保することができた地域公共交通のあり方と違うのではないのか。

国土交通省は公共交通がもたらす効果として富山県富山市の例を挙げ、交通事業者と連携し、65歳以上の高齢者を対象に市内各地から中心市街地へ出かける際に公共交通利用料金を往復とも1回100円とする割引制度を実施。高齢者の約24%がおでかけ定期券を所有し、1日平均2,821人が利用。おでかけ定期券を、利用した日の平均歩数8,440歩。利用しなかった日の平均歩数6,646歩で年間約1億1200万円の医療費削減につながると試算し、公共交通の利用が医療費削減に効果を発揮しているとしている。

こうした住民への利便性や利用拡大などが運行収入に結びつくのではないのか。

公共交通は、住民の足としてその生活を支え、健康で安心して外出できる機会を確保するもので町の負担は住民の健康を支えるものではないのか。

収支改善のための乗車料金の見直し。料金の値上げではなく利用しやすい、施策が必要で、利用料金は各地で設定している誰でも気軽に乗れる100円にすべきではないのか。

活性化協議会の今後の改善点では、全体の停留所配置のバランスや各停留所の乗降人数の需要傾向の分析、利用者からの意見・要望を踏まえ、乗降人数の少ない便数の減便や運行ルートの変更などを検討してるとしていますがどのような検討を行っているのか。

アンケートでは、ノッタラインの路線拡大でもっと便利に・買い物など生活圏路線の拡大を、が求められ、停留所の増設、町中から大浜通り、運行にかかる時間を短く、短縮して欲しい・東西循環共に逆回りの運行があるとうれしい、町に行く時は良いが帰りが不便でほとんど歩いている・町営住宅の解体で移転し風呂

のない生活の人が多く循環バスに乗ってセンターの風呂まで行く交通の便が悪い。老人福祉センター前に停留場を・島野など町外れの地域にバスの運行を、など要望が出ている。

こうした切実な思いにどの様に答えていくのか。

ノッタラインを利用の買い物客が降車するとき、定時定路線以内の自宅に近い停留場以外でも降車することができるよう検討すべきでは無いのか。倶知安などは乗車は規定の停留場ですが降車は路線内であれば自由です。

住民の利便性を考え検討すべきでは。

円山地区の交通体系は地域住民や観光事業者の意見を踏まえ活性化協議会で調査検討するとしたがどのような検討を行っているのか。

アンケートでは、円山温泉循環線路線が多く、円山地区の開発、外国人観光客の誘致を町として掲げておいて廃線にするなんておかしい。町内にお風呂・銭湯がないのに温泉に行くのも不便になっている。逆行するようなことはしないで欲しい・ノッタライン円山行きも出してくれれば助かります。健康のために車のない人達は温泉へ行きたくとも中央バス廃止になりましたのでなかなか円山温泉に行けません・円山への中央バス廃止は温泉地区の衰退に繋がると思います。森林公園も含めもう少し発展を考えるべき、など円山温泉循環線の増設を望む声がよせられています。

こうした多くの住民の対応を町としてどう取り組むのですか。

また、西小学校裏のパークゴルフ場は後志管内でもいち早くプレーができると多くの町内外の住民が楽しみにしていますがパーク場の管理・整備の資金が、資金不足で廃止との声があがっています。今まで身近なパーク場と親しまれてきましたが今度は岩内町のパークゴルフ場でのプレーとなります。しかし移動する足がなくパーク場に行けない人も多くいます。せつかく町の財政で増設したパークゴルフ場を住民が利用できないこととなります。

心豊かな人と文化を育む町づくりで、各スポーツ活動の場を提供し健康づくりや体力づくりに推進、とあります。パークゴルフ場前に停留場を設置し住民の健康増進にも役立つ円山循環線の路線拡大で応える必要があるのでは無いのか。

住みよい町づくりに欠かせないノッタラインの運行は住民意見を取り入れた運行と路線の拡大、住んで良かったと思える町になるよう全力で取り組むという町長の本旨ではないのですか。

所見を伺います。

【答 弁】

町 長：

住みよい町づくりに欠かせないノッタライン、住民意見を取り入れた運行と路線の拡大を、について、13項目のご質問であります。

1項めの、収支改善のため乗車料金の見直しとしていますが、運行収入が上がらない要因は何かと、2項めの、一層の利用促進で地域住民が安全・安心に外出できる機会を確保するために、どんな改善策を考えているのか、については、関連がありますのであわせてお答えいたします。

平成28年度の運行開始以来、1年目、2万9,430人、2年目、3万4,793人と、ノッタラインの乗車人員は増加しており、これにあわせて運行収入も伸びております。

こうした中、乗車料金は運行開始当初から、150円に設定されておりますが、バス利用無料対象者の設定や、料金設定そのものが低廉な設定であったことが、収支率の低い一因であると判断しております。

こうしたことから、今後見込まれる運転手確保のための人件費の増加や、平成31年10月からの消費税率見直しに伴う運行経費の増加に対応するため、乗車料金の見直しを検討する必要があると考えております。

また、具体的な見直し料金については、乗車料金の運行経費全体における収支率や、町の負担額の見直し、既存路線バスの値上げ幅などを参考にしながら、運行事業者と十分な協議をし、総合的に判断してまいりたいと考えておりますが、こうした乗車料金の設定を行うことで、持続可能な運行形態を構築し、地域住民が安全・安心に外出できる機会を確保できるものと考えております。

3項めは、住民の移動手段である公共交通が住みよい町づくりに貢献しているときに、収益改善のために利用料金の値上げは、国庫補助金を受け、高齢者をはじめ、住民の生活の足を確保することができた地域公共交通のあり方と違うのではないかと、についてであります。

ノッタラインの運行経費の一部には、国庫補助金のほか、町の補助金も支出していることから、サービスを受ける方と受けない方との不公平が生じないように、サービスを受ける方には乗車料金という形で、受益者負担をしていただくことを基本的な考えとしております。

4項めの、住民への利便性や利用拡大などが、運行収入に結びつくのではないかと、5項めの、公共交通は、住民の足としてその生活を支え、健康で安心して外出できる機会を確保するもので町の負担は住民の健康を支えるものではないのか、については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

ノッタラインの利便性の向上や、利用者の拡大により収支率が向上することで、より安定的な運行形態が持続されるものと認識しております。

また、地域公共交通に求められる役割といたしましては、地域住民の移動手段の確保、まちづくりや地域活性化、さらには、安全・安心な暮らしの実現などが挙げられますが、経営的な収支バランスを含めた運行形態が、地域に合ったものであることが大前提であり、このことにより地域公共交通の持続と求められる役割を果たしていけるものと考えております。

6項めは、収支改善のための乗車料金の見直し、料金の値上げではなく利用しやすい施策が必要で、利用料金は各地で設定している誰でも気軽に乗れる100円にすべきではないのか、についてであります。

現行の乗車料金は、当時の民間バス事業者からの聴き取りから、町内を運行

する民間バス料金などを参考に決定したものでありますが、実証運行を経ての本格運行2年間の実績では、収支における乗車料金の収支率は、他の自治体事例からすると低い値であります。

このことから、具体的な見直し料金については、乗車料金の運行経費全体における収支率や、町の負担額の見通し、既存路線バスの値上げ幅などを参考にしながら、運行事業者と十分な協議をし判断してまいりたいと考えており、こうした乗車料金の設定を行うことで、持続可能な地域公共交通が確保されるものと考えております。

7項めの、活性化協議会の今後の改善点では、全体の停留所配置のバランスや各停留所の乗降人数の需要傾向の分析、利用者からの意見・要望を踏まえ、乗降人数の少ない便数の減便や運行ルートの変更などを検討するとしていますが、どのような検討を行っているのかと、8項めの、アンケートにある切実な思いにどの様に答えていくのか、については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

ノッタラインの利用者アンケートでは、利用者の皆様から貴重なご意見を頂いており、これら利用者からの意見・要望と、運行実績を積み上げる中で、各停留所の乗降人数などの運行データを蓄積し、効果的・効率的・経営的な視点から分析・改善を行うことで、持続可能な運行形態を構築してまいります。

また、利用者の皆様の声は、大変貴重なものでありますが、すべてのニーズに答えることは現実的には困難でありますので、地域公共交通の持続を前提に、利用者ニーズに答えるよう努力してまいります。

9項めは、ノッタラインを利用の買い物客が降車するとき、定時定路線以内の自宅に近い停留場以外でも降車することができるよう検討すべきでは無いか、住民の利便性を考え検討すべきでは、についてであります。

定時定路線以内の停留所以外で降車する、いわゆるフリー降車の導入につきましては、他地域での成功事例はあるものの、安易に模倣するだけでは、ダイヤの乱れが生じて路線バスに乗り換えができないといったトラブルなどのマイナス面について、既に実施している自治体からの情報もあることから、様々な視点から影響を考慮しなければならないものであり、今後の課題として認識しているところであります。

10項めの、円山地区の交通体系は、地域住民や観光事業者の意見を踏まえ、活性化協議会で調査検討するとしたが、どのような検討を行っているのかと、11項めの、円山温泉循環路線の増設を望む、多くの住民への対応を、町としてどう取り組むのか、については関連がありますのであわせてお答えいたします。

岩内円山線の廃止以降、町にはバス路線復活に関する要望が、昨年12月末までに32件寄せられており、岩内円山線にかわる生活交通確保のための新たな交通手段のあり方について、岩内町地域公共交通活性化協議会において、検討を始めたところであります。

検討内容としては、岩内円山線の日当たりの平均利用者数の集計結果から、主に円山地区の温泉施設への日帰り入浴や、沿線住民の生活交通手段として利用されていた傾向がうかがえ、さらに、円山循環交通の新たな交通体系の例として、ノッタラインと乗合タクシーを活用した4つの手法を提示し、それぞれのメリット・デメリットや運行体系について比較検討を行い、今後は国や北海道などの補助制度等を活用した実証運行などを踏まえ、事業化の検証について

進めていくことを協議会において確認したところであります。

今後も引き続き、温泉施設を利用する一般町民はもとより、アリスの里団地の住民や、円山循環線の沿線住民、円山地区の観光事業者からのご意見なども踏まえながら、岩内町地域公共交通活性化協議会において、町に合った交通体系の形成を検討する必要があるものと考えております。

12項めは、パークゴルフ場前に停留場を設置し、住民の健康増進にも役立つ円山循環線の路線拡大で応える必要があるのでは無いか、についてであります。

パークゴルフ場前の停留所の設置につきましては、円山循環線の新たな交通体系の具体的な事業化が進む中で、その必要性を検討すべきものと考えております。その際には、パークゴルフ場を利用される方の声はもとより、観光振興の観点から組織される円山地域連携会議での検討内容や、パークゴルフ場の増設による需要などをしっかりと踏まえながら、岩内町地域公共交通活性化協議会において検討が進められるものと考えております。

13項めは、住みよい町づくりに欠かせないノッタラインの運行は、住民意見を取り入れた運行と路線の拡大で、住んで良かったと思える町になるよう全力で取り組むという町長の本旨ではないのですか、についてであります。

ノッタラインの運行については、利用者アンケートへの感想などから、通院や買い物における移動手段としての利便性の評価を頂いており、また、北海道運輸局からは、利用人数の増加傾向が伺え、成功事例との評価をいただいております。

いずれにいたしましても、町が取り組むべき、これからの地域公共交通の確保・維持・改善の進め方につきましては、利用者からの意見・要望に対し、迅速に対応することも大切ではありますが、多様な住民ニーズをすべて網羅する地域公共交通の確保は、現実的に困難でありますので、地域経営の一環として考える観点が重要であり、最終目標としてまちづくりや地域活性化、さらには、安全・安心な暮らしに繋がる、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、取り組んでまいります。

< 再 質 問 >

町の負担は住民の健康を支えるものではないのかについて、収支率が向上することで安定的な運行形態が持続され、経営的な収支バランスが大前提としましたが、住民が安心して利用できるノッタラインは、住民の足であり、住民の健康を守る大切な移動手段です。より利用しやすくすることで、料金の値上げではありません。利便性の向上を目指し、料金の値上げは利用者の減少つながることになるのではありませんか。

町は、住民の健康を守り、支えるためにも、停留場等の増設など、利便性の向上で、利用者も増えるのであって、料金の値上げで対応する事業ではないと思いますがいかがですか。

【答 弁】
町 長：

地域公共交通ノッタラインについて2項目のご質問であります。

1項めの、料金の値上げは、利用者の減少につながることはないのではあるまいかと、2項めの、町は住民の健康を守り、支えるためにも、停留場の増設など、利便性の向上で利用者も増えるのであって、料金の値上げで対応する事業ではないと思いますが、いかがかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

地域公共交通に求められる役割といたしましては、地域住民の移動手段の確保、まちづくりや地域活性化、さらには、安全・安心な暮らしの実現などが挙げられます。

しかしながら、利用者からの意見・要望に対し、対応することも大切ではありますが、多様な住民ニーズをすべて網羅する地域公共交通の確保は、現実的に困難でありますので、地域経営の一環として考える観点が重要であり、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、取り組んでまいります。

＜ 再々質問 ＞

住民サービスに不公平が生じないように、受益者負担を基本的な考えとしていますが、自治体は、営利事業者ではありません。あくまでも、住民の足を守り、利便性を向上させることが住民の健康を守ることにつながり、医療費削減に効果を発揮していると、国土交通省が事例を示しています。

地域経営の一環として考える観点が重要であれば、ノッタラインの料金引き下げが健康を増進し、自治体の医療費を減少させる結果につながることはありませんか。

【答 弁】

町 長：

地域公共交通ノッタラインについてのご質問であります。

地域経営の一環として考える観点から、重要であれば、ノッタラインの料金引き下げが、健康を増進し、自治体の医療費を減少させる結果に、つながることになりませんか、についてであります。

ノッタラインにつきましては、持続可能な公共交通として取り組むことが大前提であります。

このことから、常に地域経営の一環として、収支のバランスを含み検討してまいります。

3 住宅困窮世帯が安心して居住できる公営住宅の公募増や住宅セーフティネットの活用で住宅確保要配慮者に住居を

住宅対策では、町営住宅について、岩内町公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期的な維持管理と長寿命化による更新コストの削減、用途廃止予定団地の解消を進め、住み替え事業は限られた空き住戸の効率的な活用を図りながら計画的に進めてまいりますとした。

用途廃止団地の除却が進められ、平成30年12月現在、町が管理している町営住宅の管理戸数は1,458戸、利用率は57%。平成31年1月現在、管理戸数は1,398戸、利用率は59.44%と報告していますが、未利用の公営住宅の現況はどうなっているのか。

公営住宅等内部修繕工事費25戸分1,800万円は未利用戸数の何%になるのか。

公営住宅等修繕工事費7戸分550万円は未利用戸数の何%になるのか。

新年度に計上している内部修繕工事費・修繕工事費以外の未利用戸数と割合は。

31年1月現在の利用戸数でみると半数近くが未利用戸数と読めるが、未利用戸数の中に今後、用途廃止で除却される公営住宅戸数は含まれるのか。

含まれるとすれば何戸か。

また、町内の道営住宅は管理戸数は何戸で、利用率は何%になるのか。

空き住宅は何戸あるのか。

公営住宅は、国及び地方公共団体が協同して住宅困窮者に低廉な住宅を提供する制度であり住宅セーフティネットの根幹をなすものです。町営住宅の用途廃止に伴う住宅の除却は住民の安全を確保するためには必要な措置ではありますが、住み替えによる住宅の工事費が年間25戸分、修繕工事費7戸分では住宅セーフティネットの役割を果たせません。

町の公営住宅で単身世帯が入る戸数は何戸あるのか。

年間の公募で単身者戸数は何戸公募できるのか。

低廉な公営住宅に住みたくても公募数が少ない民間の賃貸住宅に住むこととなりますが低額所得者には過大な負担を強いられます。

岩内町が把握している民間アパートの平均家賃はいくらか。

住宅困窮者に低廉な住宅を提供する制度としての公営住宅は建て替えによる住み替えなどで不十分と言わざるを得ません。また、地域の賃貸住宅も他地域と比較して家賃が高く低廉で安心して住めるような住宅にはなっていません。

長寿命計画の中にある住生活基本計画では、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保として、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者、以下、住宅確保要配慮者が、それぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指すとあります。

住宅に困窮する生活保護世帯、子どもを養育する父子世帯や母子世帯、高齢者などに対する対策はどの様に取り組みされてきたのか。

長寿命計画では、地方公共団体、賃貸住宅管理者、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会に対する支援を行うとされているが、居住支援協議会

の活動内容と町として居住支援協議会へ支援はどのようなことをおこなっているのか。

高齢者、障がい者、子育て世帯などの住宅の確保が今後も増加する見込みですが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めないことから、新たな住宅セーフティネットの制度が17年10月に開設されました。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度とは。

岩内町ではこうした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録はありますか。

高齢者・障がい者等の居住に適した民間賃貸住宅が十分供給されていないこと、民間賃貸住宅での家賃滞納、孤独死などの不安から入居が制限される方などに対し入居を拒まぬよう地方公共団体が主体的に取り組んでいく必要があるとしているが町の施策は。

低額所得者は、公営住宅法に定める算定方式による月収15万8千円以下の世帯となり、子育て世帯は18歳未満の子どもがいる世帯が対象になります。

低額所得者には家賃低廉化。家賃債務保証料の低廉化に係る補助が規定されていますが補助率や補助限度額はどの様になっているのか。

こうした制度を使って入居した戸数は何戸あるのか。

新たな住宅セーフティネットを進める上で住宅セーフティネット法に定める住宅確保要配慮者居住支援協議会や地域住宅特別措置法に定める地域住宅協議会を積極的に活用し地方公共団体においては公営住宅を含む公的賃貸住宅及び登録住宅の供給の目標を設定すると規定している。

登録住宅の目標値はどのように設定したのか。

公営住宅への公募増加が見込めない単身世帯、低額所得者、生活保護世帯、子育て世帯が低廉で安心して住めるよう居住の安定の確保が急がれると思うが町の計画は。

入居を拒まない登録住宅の数を増やし、月額最大4万円の家賃低廉化措置の対象となる要配慮者専用住宅の登録は町として住宅困窮者の実態を把握し、生存権に基づく福祉施策としてこの制度を生かすよう取り組みを強めることが必要と思いますが所見を伺う。

【答 弁】

町 長：

住宅困窮世帯が安心して居住できる公営住宅の公募増や住宅セーフティネットの活用で住宅確保要配慮者に住居を、について、13項目のご質問であります。

1項めの、未利用の公営住宅の現況はどうなっているのか、公営住宅等内部修繕工事費25戸分1,800万円は未利用戸数の何パーセントになるのか、公営住宅等修繕工事費7戸分550万円は未利用戸数の何パーセントになるのか、新年度に計上している内部修繕工事費・修繕工事費以外の未利用戸数と割合は、と、2項めの、31年1月現在の利用戸数でみると半数近くが未利用戸数と読めるが、未利用戸数の中に今後、用途廃止で除却される公営住宅戸数は含まれるのか、含まれるとすれば何戸か、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

平成31年1月現在の管理戸数1,398戸のうち、未利用戸数は567戸であります。これには、用途廃止若しくは用途廃止予定のものが含まれており、その内訳は、相生の改良住宅50戸、東相生の改良住宅116戸、東宮園団地の平屋16戸、島野B団地56戸、住替事業を進めている、みどりヶ丘164戸の、計402戸であります。

これらを除いた未利用戸数は165戸で、住替用として内部修繕を予定している25戸は約15パーセント、公募用として修繕を予定している7戸は約4パーセントにあたり、これら以外の未利用戸数は133戸、割合は約81パーセントであります。

3項めは、町内の道営住宅は管理戸数は何戸で、利用率は何%になるのか、空き住宅は何戸あるのか、についてであります。

平成30年3月31日時点での、町内の道営住宅の管理戸数は124戸と把握しておりましたが、平成30年4月1日より、道営住宅の管理は、指定管理者である民間事業者で行っており、利用率及び空き住宅については、把握しておりません。

4項めの、町の公営住宅で単身世帯が入る戸数は何戸あるのか、と、5項めの、年間の公募で単身者戸数は何戸公募できるのか、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

町の公営住宅で、単身世帯が入居可能な管理戸数は、275戸であります。

このうち、160戸が長寿命化計画により新規公募を控えることとしている宮園団地・野東団地の平屋となっております。

残りの115戸については、明け渡しとなる戸数が少ないため、年間で公募できる単身者用の戸数につきましては、非常に限られてしまいますが、住替事業を優先する中でも、少しでも単身者用の公募を出来るよう、検討してまいります。

6項めは、岩内町が把握している民間アパートの平均家賃はいくらか、についてであります。

民間アパートの平均家賃については、把握しておりません。

7項めは、住宅に困窮する生活保護世帯、子どもを養育する父子家庭や母子家庭、高齢者などに対する対策はどのように取り組まれてきたのか、についてであります。

公募における住宅困窮度の把握項目の中で、生活保護世帯、一人親世帯、高

齢者については、いずれもポイントが加算されるように設定されており、入居について配慮しております。

8項めは、居住支援協議会の活動内容と、町として居住支援協議会へ支援はどのようなことを行っているのか、についてであります。

居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ることを目的に設立されたものであり、その活動内容は、民間賃貸住宅等の情報発信や、住宅相談会の開催などの住宅相談サービスの実施などであります。

なお、居住支援協議会に対する支援については、国が策定した、住生活基本計画・全国計画において記載されているものであり、国が支援を行うものであります。

9項めは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度とは。岩内町ではこうした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録はありますか、についてであります。

新たな住宅セーフティネット制度の1つである、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の内容としては、民間賃貸住宅の賃貸者が、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、都道府県・政令市・中核市に対してその賃貸住宅を登録することができる制度であり、登録された都道府県等が、その住宅情報を広く提供することで、住宅確保要配慮者へ情報提供ができるものであります。

なお、町内においての、本制度による賃貸住宅の登録は、ありません。

10項めの、高齢者、障がい者等の居住に適した民間賃貸住宅が十分供給されていないこと、民間賃貸住宅での家賃滞納、孤独死などの不安から入居が制限される方等に対し入居を拒まないよう地方公共団体が主体的に取り組んでいく必要があるとしているが町の施策は、と、13項めの、要配慮者専用住宅の登録は町として住宅困窮者の実態を把握し、生存権に基づく福祉施策としてこの制度を生かすよう取り組みを強めることが必要と思うが、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

新たな住宅セーフティネット制度は、これら住宅確保要配慮者に対して、増加している民間賃貸住宅を活用することを目的に設定された制度ではありますが、高齢者や障がい者等にはバリアフリー化、子育て世帯にはゆとりのある面積などが各々のニーズとして求められるものであり、加えて、登録の条件として耐震化等も必要であることから、それら全てに対応することは難しく、制度活用が進んでいないものと考えております。

そのため、町としては、現段階において、住宅セーフティネットの根幹である町営住宅を、住宅確保要配慮者に対する供給住宅としているものであります。

11項めは、低額所得者には家賃低廉化、家賃債務保証料の低廉化に係る補助が規定されていますが、補助率や補助限度額はどのようになっているのか、こうした制度を使って入居した戸数は何戸あるのか、についてであります。

低額所得者に対する家賃低廉化への補助については、登録住宅に入居する際、家賃を通常の家賃より減額した賃貸者に対して、その減額分を補助するものであり、補助率は100パーセント、補助限度額は1戸あたり1ヶ月4万円で、国と自治体で2分の1ずつ負担するものであります。

また、家賃債務保証料低廉化への補助については、登録住宅に入居する際、

家賃債務保証料を通常の保証料より減額した業者に対して、その減額分を補助するものであり、補助率は100パーセント、補助限度額は1戸あたり6万円、国と自治体で2分の1ずつ負担するものであります。

なお、この制度を利用した戸数については、ありません。

12項めの、登録住宅の目標値はどのように設定したのか、公営住宅への公募増加が見込めない単身世帯、低額所得者、生活保護世帯、子育て世帯が低廉で安心して住めるよう居住の安定の確保が急がれると思うが町の計画は、についてであります。

新たな住宅セーフティネット制度において、市町村は法に規定する、市町村賃貸住宅供給促進計画を策定することができること、また、その中で、公営住宅を含む公的賃貸住宅及び登録住宅の供給の目標を定めるとされておりますが、当該計画の策定については、努力規定であり、本町においては策定していないことから、目標値の設定は、ないものであります。

なお、本計画については、現在まで20都道府県・3市町が策定しており、北海道において策定されている計画で規定されている供給目標量は、平成37年度までに6,600戸となっております。

住宅確保要配慮者の住宅確保においては、10項めでもお答えしたとおり、当町における様々な状況から、現段階においては、メインの住宅セーフティネットは町営住宅として、住宅として考えておりますが、今後における公営住宅の管理戸数の減少も避けられないことから、本制度の活用に向けた取り組みについて、他自治体での状況も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

国や道、町が協力して新たな住宅確保要配慮者に対する住宅やセーフティネットの制度ができ、登録住宅の供給の目標まで設定するよう規定しているのに、努力目標と切り捨てるのは、真に住宅を必要とする住人の立場に立っていません。この目標は立てないのですか。

補助率100パーセントで家賃4万円、保証料100パーセントで6万円が出れば、住宅に入れる住人が多く出てくるはずです。公営住宅未利用の戸数133戸の対応が早急にできないのなら、要配慮者が使えるセーフティネットの活用が求められているのではないのか。

単身住宅が少ない中で、セーフティネット活用の制度利用を町として努力目標とするのではなく、真剣に目標を立てて、実現すべきではないのか。

【答 弁】

町 長：

住宅困窮世帯が安心して居住できる公営住宅の公募増や住宅セーフティネットの活用で住宅確保要配慮者に住居を、について、3項目のご質問であります。

1項めの、登録住宅の供給の目標まで設定するよう規定しているのに、努力目標と切り捨てるのは真に住宅を必要とする住人の立場に立っていません、この目標を立てないのですか、と、2項めの、公住未利用戸数133戸の対応が早急にできないのなら、要配慮者が使えるセーフティネットの活用が求められているのではないのか、と、3項目の、単身住宅が少ない中でセーフティネット活用の制度利用を町として努力目標とすることなく真剣に目標を立てて実現すべきではないか、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

新たな住宅セーフティネット制度の1つである、入居を拒まない賃貸住宅の登録制度については、以前に町内においても制度周知を行っておりますが、その利用においては、賃貸者側には、その登録により広く周知が図られることにより契約に結びつく間口が広がるとのメリットがありますが、反面、その住宅を用意するためには、耐震化やバリアフリー化、ゆとりのある面積などがニーズとして求められるものであり、それら全てに対応することは難しいことから、制度活用が進んでいないものと考えております。

この現状により、現段階においては、住宅セーフティネットの根幹である町営住宅を、住宅確保要配慮者に対する住宅、供給住宅と考えざるを得ないものでありますが、今後、町営住宅の管理戸数については、長寿命化計画等に基づき減少となることから、本制度の活用に向けた取り組みについても、必要なものと認識しておりますので、他自治体での取り組み状況も踏まえ、計画策定及び目標設定に向けて、検討してまいりたいと考えております。

< 再々質問 >

住宅確保要配慮者の実態を見れば、低廉な住宅は喫緊の課題です。計画策定、目標設定に向け、速やかな検討を求めます。

※住宅困窮世帯が安心して居住できる公営住宅の公募増や住宅セーフティネットの活用で住宅確保要配慮者に住居をの再々質問については、要望であるため、町長答弁はしていません。

4 施設一体型義務教育学校は諸課題解決の方策になるのか

平成31年度の予算では、義務教育学校検討事業として一般財源で、1,066万4千円が生まれ、視察の旅費65万2千円と義務教育学校基本構想及び基本計画策定業務委託料1,001万2千円となっているが、1、義務教育学校基本構想と基本計画策定を、なぜ委託しなければならないのか。

2、学習環境推進計画検討委員会で検討すべき課題ではないのですか。

平成36年度に、施設一体型義務教育学校を開校として、結論ありきで進んでいるが、1、子どもの権利条約12条、児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する、と、子どもの意見表明権を定めています。施設一体型義務教育学校の検討にあたって、子どもの意見表明権をどのように確保されていますか。

2、子どもたちの実状がよくわかる教職員の意見は。また、それらはどう反映されているか。

3、保護者、住民への説明と意見交換は、いつ、どのようにしていますか。今後の予定は。

施設一体型小中一貫校1,393人と通常の小学校・中学校、非一貫校で学ぶ児童生徒6,752人を対象とした教育的効果についての全国アンケート調査の結果では、小中一貫校の小学生4～6年生は、自信や自己価値、友人関係、学校適応感、疲労、学業に共通して、非一貫校の小学生4～6年生と比較してネガティブな傾向であることが示されている。いくつもの指標において、共通して同じような結果が得られているが、1、第3回学習環境推進計画検討委員会で、施設一体型義務教育学校の意見に議論も異議もなく決定しましたが、主人公である児童生徒にとって厳しい環境になるのではありませんか。

2、2014年の中央教育審議会答申では、小中一貫校で施設一体型は148校で13%に過ぎない。分離型や隣接型ではなく施設一体型とした理由はなんですか。

中一ギャップなどの問題を解決するために小中一貫教育を構想、実践しようとしているが、文部科学省の問題行動等調査によれば、中学1年生の不登校生徒の半数は小学4～6年生の30日以上欠席相当の経験を持っている。中学1年生の不登校生徒の75～80%は小学校高学年で休みがちな児童。いじめの被害経験率は小学校時代の方が中学校時代よりも高いことが明らかになっている。中学入学後に多くの問題が顕在化するとしても、その問題は小学校時代に既に始まっていると考えられている。国立教育政策研究所の生徒指導リーフでは、中一ギャップという用語を安易に使うことによって、中学1年になると突然何かが起きたり、学校制度の違いが問題の主な要因であるかのイメージを抱かせることになり、問題の本質を見誤ったり、間違った対応をする危険性があると指摘していますが、1、中一ギャップをどのように考えていますか。

人間の発達、特に人格の発達は、一人ひとりの個性を大切に教育によってのみ実現可能のため、初等教育はとくに少人数学級が強調されます。真の意味で、一人ひとりの発達や個性を大切に教育条件として施設一体型義務教育学校は、果たしてふさわしいのか、ふさわしいとする理由は。

岩内町では3校の小学校が2校になって間がなく、そして施設一体型義務教育学校の検討が始まっている。住民の要求ではない。国が進める、圧倒的にコスト

削減のための統廃合。その犠牲になるのが大切な子どもたち。このような大きな課題は、町長が一人で決めずに、周知のうえ、住民参加で是非を問うアンケートなどをもとに決めるべきではありませんか。

【答 弁】

教育長：

1 項めの、義務教育学校基本構想と基本計画策定を、なぜ委託しなければならないのかについてであります。

施設一体型義務教育学校の導入につきましては、本町の児童生徒に則した、より良い教育環境の実現を図る事業であり、既存の学校施設の現況調査や既存校舎を活用した場合と新校舎を建設した場合の事業費の比較など専門的な角度からの調査も必要なことから、平成31年度予算に、義務教育学校基本構想及び基本計画策定業務委託料を計上したところであります。

2 項めの、学習環境推進計画検討委員会で検討すべき課題ではないですかについてであります。

基本構想や基本計画を策定するにあたっては、岩内町学習環境推進計画検討委員会で熟議をし、意見等を反映した構想や計画の策定を行ってまいります。

3 項めの、施設一体型義務教育学校の検討にあたって、子どもの意見表明権をどのように確保されていますかと、4 項めの、子どもたちの実状がよくわかる教職員の意見は、また、それらはどう反映されているかと、5 項めの、保護者、住民への説明と意見交換は、いつ、どのようにしていますか、今後の予定はについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

岩内町学習環境推進計画検討委員会では、町の教育環境の向上及び充実を検討するうえで、教職員や保護者、地域住民が、子ども達に真摯に向き合い、健やかな成長を育むことができる教育環境の実現を熟議した中で、基本理念や基本方針等を決定したところであり、今後実施の時期は未定であります。検討委員会で設立を予定している様々な部会や児童生徒、保護者、教職員を対象に実施を予定しているアンケート調査や意見交換会、住民向けのパブリックコメントにより、児童生徒や保護者、教職員等が求めるニーズの把握に努め、情報や方向性などを共有する中で、あらゆる見地から、総合的に協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

6 項めの、第3回学習環境推進計画検討委員会で、施設一体型義務教育学校の意見に議論も異議もなく決定しましたが、主人公である児童生徒にとって厳しい環境になるのではありませんかについてと、7 項めの、分離型や隣接型ではなく施設一体型とした理由はなんですかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

検討委員会では、児童生徒が一貫した教育方針のもと、将来に向けた生きる力を育成するために有効な学校経営を小中一貫教育の推進と決定し、小中一貫教育に適合した、学校マネジメントを可能とする施設として、施設一体型義務教育学校の導入を、決定したところであります。

また、義務教育学校の先進地の事例としては、学力向上対策の充実、不登校や非行問題の抑制など、種々の課題が軽減されるとの事例が発表されています。

しかし、これはあくまでも他の自治体の事例であり、今後、本町の子どもたちに即した、より良い教育環境の実現に向けた方策を検討委員会等で熟議し、児童生徒にとって、適切な環境となるよう努めてまいりたいと考えております。

8 項めは、中一ギャップをどのように考えていますかについてであります。

現在、小学校の指導において、児童を中学校へ円滑に送り出す最大限の努力をしています。

また、中学校では、ストレス等を軽減させ、新入学生を受け入れる体制作り

をしています。

しかしながら、現実には担任制から教科制への変更による学習環境の変化により、小学校から中学校への進学に円滑に適応できていない、中学1年生が発生している状況も報告されております。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、送り出す小学校と受け入れる中学校の、学校間連携の在り方を見直す必要性が、大きくなってきていると考えております。

9項めは、真の意味で一人ひとりの発達や個性を大切にする教育条件として施設一体型義務教育学校は、果たしてふさわしいのか、ふさわしいとする理由はについてであります。

現在、学校においては、児童生徒一人一人に寄り添い、発達や個性を大切にすることを考え、教育を進めているところであり、学校施設の形態等が変化することになっても、児童生徒に対する教育理念や方針、指導方法が変化するものではないと考えております。

【答 弁】

町 長：

施設一体型義務教育学校は諸課題解決の方策になるのかについて、10項目のご質問であります。

10項目は、大きな課題は、町長が、一人に、一人で決めずに、住民参加で是非を問うアンケートなどをもとに決めるべきではありませんか、についてであります。

義務教育学校の設置につきましては、今後の町づくりに大きな影響を及ぼすことから、長期的な視点に立ち、町づくり、財政運営など、関連する部局において、あらゆる角度からの検討が必要であります。住民参加で是非を問うアンケートを行うことについては考えておりません。

< 再 質 問 >

義務教育学校基本構想と、基本計画策定で約1,000万円をかけた委託理由として、既存の学校施設の現況調査や既存校舎を活用した場合と、新校舎を建設した場合の事業費の比較としているが、既存の学校施設の現況調査は、なぜ委託しなければならないのか。

2、②については、施設一体型と決定したのではないのですか。比較する必要はないではないのか。

岩内町学習環境推進計画検討委員会で、構想や計画の策定を行ってまいりますとしているので、どのような部分を委託しなければならないのか。

アンケート調査や意見交換会、住民向けのパブコメで、児童生徒、保護者、教職員などのニーズの把握に努めるとしているが、節目節目の情報公開は必要であり、それはいつ実施するのか。結果だけの報告で実施し、実施していくことは許されないことです。

学校施設の形態などが変化することになっても、児童生徒に対する教育理念や方針、指導方法は変化するものではないとするなら、施設一体型にするのではなく、変わらない教育理念、方針、指導方法で、いまの施設で一人ひとりに行き届いた充実した少人数学級で運営すべきではありませんか。

町長は、住民参加で是非を問うアンケートなどは考えていないのは、教育委員会が実施すると考えているからですか。

【答 弁】

教育長：

1 項めの、既存の学校施設の現況調査はなぜ委託しなければならないのかと、2 項めの施設一体型と決定したのではないのか、比較する必要はないのではないのかについてと、3 項めのどのような部分を委託しなければならないのかについては関連がありますので、あわせてお答えいたします。

岩内町学習環境推進計画検討委員会では、教育の課題に迅速かつ機動的に対応していくために効果的な学校施設のあり方として、施設一体型義務教育学校を推進すると決定したところであります。

しかしながら、施設一体型義務教育学校の設置については、今後の町づくりに大きな影響を与える事業であることから、長期的な視点に立ち、町づくりや財政運営などを含め、町が判断することから、既存の学校施設の現況調査や施設一体型義務教育学校との費用対効果などを調査するため、委託するものであります。

4 項めは、アンケート調査や意見交換会、住民向けパブリックコメントはいつ実施するのかについてであります。

アンケート調査や意見交換会、住民向けパブリックコメントの実施時期につきましては、今後、検討委員会の中で協議・検討を進め、決定してまいりたいと考えております。

5 項めは、施設一体型にするのではなく、変わらない教育理念、方針、指導方法でいまの施設で一人ひとりにゆき届いた充実した少人数学級で運営すべきではありませんかについてであります。

施設一体型義務教育学校の導入は、学力向上対策の充実、不登校や非行問題の抑制などが軽減されることから、より良い教育環境になると考えているところであります。

【答 弁】

町 長：

6項めは、アンケートなどは考えていないのは、教育委員会が実施と考えているからですかについてであります。義務教育学校の設置につきましては、教育委員会が予定しているアンケートに関わらず、住民参加で是非を問うアンケートを行うことについては考えておりません。

＜ 再々質問 ＞

義務教育学校基本構想及び基本計画策定の業務を行う、どのようなところへ委託しようとしているのか。

時間、平成36年度開校として、時間を切る理由はどこにありますか。

施設一体型義務教育学校の導入は学力向上対策の充実、不登校や非行問題の抑制になるとする根拠は、具体的にはなんですか。

プラス面ばかりで、マイナス面は十分に考えるべきではないのですか。

町長がアンケートなどは、教育委員会が予定しているか、否かに関わらず、実施を考えていないとする理由はなんですか。

【答 弁】

教育長：

1 項めの、施設一体型義務教育学校の導入に関する根拠について、であります。

施設一体型義務教育学校の導入に関する根拠といたしましては、義務教育学校の先進地の事例として、学力向上対策の充実、不登校や非行問題の抑制など、種々の課題が軽減されるとの事例が発表されていることから、施設一体型義務教育学校の導入により、より良い教育環境になることとあります。

【答 弁】

町 長：

2項めは、アンケート調査、アンケートを実施しないとする理由は何かについてありますが、義務教育学校の設置につきましては、住民参加で是非を問うアンケートを行うことについては考えておりません。